

電波監理審議会（第932回）議事要旨

1 日 時

平成20年6月11日（水） 15：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

羽鳥 光俊（会長）、井口 武雄（会長代理）、小舘 香椎子

(2) 電波監理審議会審理官

佐藤 歳二、西本 修一

(3) 幹事

石田 修司（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

寺崎総合通信基盤局長、田中電波部長他

4 議 事 模 様

(1) 広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立てについて

（付議第5号）

平成20年6月11日付けで付議された、総務大臣が行った平成20年総務省告示第126号及び平成20年総務省告示第239号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立てについて、総務省から次のとおり説明があった。

なお、本件は、電波法の規定により、当審議会において審理を行う必要があるため、審議した結果、本件審理を主宰する主任審理官として佐藤歳二を、主任審理官を補佐する補佐審理官として西本修一をそれぞれ指名した。

○ 総務省の説明

本件は、平成20年3月17日付け及び平成20年4月21日付けで官報告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定の取消しを求める異議申立てが提起されたものである。

まず、異議申立ての年月日については、平成20年5月16日に異議申立てがなされたものであり、異議申立人は平成19年付議第24号並びに平成20年付議第1号及び付議

第2号と同様の個人1名となっている。

異議申立てに係る処分については、平成20年3月17日付け及び同年4月21日付けで官報告示された型式指定処分計7件である。

これに基づき、総務省において形式審査した結果、異議申立人の申立資格を除き、「適」としている。異議申立人の申立資格については、異議申立人は放送受信者として申し立てているが、申立人はアマチュア無線局の免許人でもあることから、今後具体的な法的利益について事実関係が明らかになる可能性もあることから、総務省としては、電波監理審議会の審理の中で積明を求めていきたいと考えているため、審査を留保している。

(2)平成19年度電波の利用状況調査の評価について

(諮問第28号)

平成19年度に実施した770MHzを超え3.4GHz以下の周波数帯の電波の利用状況調査に基づく電波の有効利用の程度の評価について、総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

平成19年度電波の利用状況調査については、電波法第26条の2に基づき、電波の最適な利用を実現するために必要な周波数の再配分等に資するため、3つの周波数帯ごとに、おおむね3年を周期として電波の利用状況を調査、公表し、国民の意見を踏まえ、有効利用の程度を評価するものである。

平成19年度については、770MHzを超え3.4GHz以下の周波数帯について、平成19年3月1日現在で開設している国、地方公共団体及び民間が開設している無線局を対象としている。調査事項は、免許人数、無線局数、通信量、具体的な使用形態、電波有効利用技術の導入状況等であり、調査方法としては、全国11か所にある総合通信局等の管轄区域ごとに総合無線局監理システムデータベースの情報に基づいて行う調査と無線局に個別に調査票を送付してその報告に基づいて行う調査を実施した。調査結果の取りまとめ方としては、調査対象の周波数帯を7つの周波数区分に分割し、それぞれの周波数区分において各電波利用システムで全国及び各地域に分類した。

本調査の結果は、全体としては、携帯無線通信が非常に増えており、管轄区域ごとでは人口分布におおむね対応しており、関東、近畿、東海、九州といった順に多くなっている。

各周波数区分における無線局数の分析結果は、770MHz超960MHz以下の区分では、800MHz帯携帯無線通信が約8,000万局となっており、99.52%を占めている。それ以外の0.48%の内訳は、800MHz帯MCA陸上移動通信で約31万局、その他、地域防災無線通信、パーソナル無線が約3万局となっている。

960MHz超1.215GHz以下の区分は、航空交通管制用レーダービーコンシステム、航空用DME/TACAN、航空機衝突防止システム等の無線局が多くを占めている。

1.215 GHz 超 1.4 GHz 以下の区分は、99.86%がアマチュア無線となっており、それ以外は、実験局やテレメータ、テレコントロール及びデータ伝送用の構内無線局となっている。

1.4 GHz 超 1.71 GHz 以下の区分は、1.5 GHz 帯の携帯無線通信が、99.68%を占めており、残りの0.32%には、MCA陸上移動通信等が含まれている。

1.71 GHz 超 2.4 GHz 以下の区分は、約99.34%が携帯無線通信であり、残りのうち0.66%がPHS、0.0031%がPHSの基地局（登録局）、実験局等である。

2.4 GHz 超 2.7 GHz 以下の区分は、N-S-T-A-R衛星移動通信システムで約4万局、アマチュア無線やS帯衛星音声放送等となっている。

2.7 GHz 超 3.4 GHz 以下の区分は、船舶レーダー、空港監視レーダー等で多く使用されている。

経年比較の特徴的な部分としては、パーソナル無線が6万局から3年経過し2万8,000局まで減っている。また、空港無線電話通信については、400 MHz 帯に移行していることから順調に減少している。1.5 GHz 帯の携帯無線通信については、第2世代携帯電話が第3世代携帯電話に置き代わっていることから、第2世代携帯電話の無線局が減っているという状況である。1.5 GHz 帯のMCA陸上無線通信については、アナログ方式が減少し、800 MHz 帯のデジタル方式の周波数帯に移行しているという状況である。また、2 GHz 帯携帯無線通信については、世界的に共通の第3世代携帯電話として使用している周波数帯であり、1.7 GHz 帯についても世界的に共通な周波数帯となっており、平成16年度と比べて順調に第3世代携帯電話が伸びているところである。N-S-T-A-R衛星移動通信システム及びS帯衛星音声放送については、順調に増加しているという状況である。

これらの調査結果に基づき行った評価は、有効利用の状況としては、急増する第3世代移動通信システムの周波数需要に対処するため、800 MHz 帯及び1.5 GHz 帯において周波数移行等の有効利用方策が講じられている。また、国際的に第3世代移動通信システム用として特定された2 GHz 帯のうちの一部（TDDバンド）について、導入することが適当なシステムの検討が行われていること、2点目として、新たな技術の進展を踏まえ、ワイヤレスブロードバンドの実現やデジタル・ディバイドの解消に資する広帯域移動無線アクセスシステムについて、導入のための技術基準や手続が整備されていると評価した。

新たな有効利用の必要性については次のように評価している。

770 MHz 超 960 MHz 以下については、第3世代移動通信システムの周波数需要に対処するため、地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い空き周波数となる700 MHz と 900 MHz 帯を有効利用することとし、現在使用している800 MHz 帯／900 MHz 帯からその一部である800 MHz 帯への移行、集約を進めることが必要である。

800 MHz 帯映像FPUについては、地上テレビジョン放送のデジタル化に伴いHDTV対応の高画質化を図る必要があり、現在使用している周波数帯域を拡大しないで伝送容量

を拡大することを可能とする狭帯域化等の周波数有効利用方策の検討が必要である。

ラジオマイクについては、特定小電力無線局のデジタル方式の導入のため制度整備がなされており、免許局についても需要に対応してチャンネル数を増大するためデジタル方式の導入を検討することが必要としており、現在、情報通信審議会において議論されているところである。

空港無線電話については、第3世代移動通信システムの周波数需要に対処するため、400MHz帯（デジタル方式）への移行が確実に完了するよう、無線局数推移の注視が必要である。

地域防災無線については、第3世代移動通信システムの周波数需要に対処するため、260MHz帯（デジタル方式）への移行が確実に完了するよう、無線局数推移の注視が必要である。

パーソナル無線については、無線局数が著しく減少していることから、無線従事者資格が不要な簡易な無線システムを確保することを前提に、現行の技術基準の適用期限である平成34年11月30日を期限として廃止することが適当である。

950MHz帯音声STL/TTLについては、需要の増大が見込まれる電子タグシステム等の周波数需要に対処するため、放送事業用60MHz帯及び160MHz帯を主な移行先として移行することが適当であり、移行期限については他の周波数帯での対応機器の導入可能性等を考慮し、平成27年度を目途とすることが適当である。

800MHz帯MCA陸上移動通信については、アナログ方式が減少する一方でデジタル方式の普及が進んでいることから、アナログ方式からデジタル方式へのシステム移行をより一層進めることが適当である。

1.4GHz超1.71GHz以下の周波数帯においては、第3世代移動通信システムの周波数需要に対処するため、1.5GHz帯MCA陸上移動通信の割当周波数の削減により確保された周波数を含め、引き続き再編の検討を進めることが必要である。

1.71GHz超2.4GHz以下の周波数帯については、移動通信システムの周波数需要に対処するため、技術の進展を踏まえ、2GHz帯においてTDD方式を活用する移動通信システムの技術的な検討を進め、導入を図ることが適当である。

2.4GHz超2.7GHz以下の周波数帯は、広帯域移動無線アクセスシステムについて一部の帯域で運用が制限されているが、これを解消するためN-S-T-A-R衛星移動通信システムの端末の受信耐力向上に向けた技術的検討が必要としている。これは広帯域移動無線アクセスシステムとN-S-T-A-Rが隣接帯域となっており、両システムを両立させるために一部運用制限を無線アクセスシステムに設けていることから、これを解消するための継続検討が必要である。

950MHz超1.215GHz以下、1.215GHz超1.4GHz以下及び2.7GHz超3.4GHz以下については、共通してレーダー等で多用されている周波数帯であ

り、電波利用システムの多くは国際的に使用周波数等が決められているシステムであることから、他の周波数帯への移行は困難であるが、レーダーについてはさらなる周波数の有効利用に向けてスプリアス低減技術等の開発、導入を検討することが望ましい。

(3) その他

日本放送協会平成19年度収支決算及び業務報告書の概要について、総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)